

長野県佐久建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年11月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月29日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1 路線名 佐久軽井沢線

2 供用を開始する区間

佐久市小田井字皎月858番の23地先から

北佐久郡御代田町大字御代田字西浦1539番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年10月29日

道路管理課

選告示第41号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成27年10月29日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「市立岡谷病院

岡谷市本町4丁目11-33

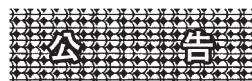
健康保険岡谷塩嶺病院

岡谷市内山4,769」を

「岡谷市民病院

岡谷市本町四丁目11番33号」に改める。

選挙管理委員会

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成27年10月29日

長野県知事 阿部守一

1 処分をした年月日

平成27年10月29日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社マッシュテック

飯田市今宮町四丁目39番地

熊谷誠

長野県知事（般-25）第19203号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成27年11月12日から平成27年11月22日までの11日間

4 処分の原因となった事実

株式会社マッシュテックは、建設業法第3条第1項の規定によ

る電気工事業の許可を受けていないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない電気工事を繰り返し請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成27年10月29日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-22第 5441号	三栄建設株式会社	関 千里	東御市加沢1006	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業）の取消し	平成27年7月2日	平成27年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 22825号	有限会社ビーエムシステム	川満 昌和	長野市大字若槻東条508-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（塗装工事業）の取消し	平成27年7月8日	平成27年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 16764号	丸千電気計装株式会社	佐藤 仁	須坂市墨坂南2-5-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-22第 7675号	有限会社塩島組	塩島 康仁	北安曇郡白馬村大字北城10682-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年6月8日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24921号	人形建設有限会社	人形 金喜	諏訪郡原村13602	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 6867号	株式会社中外商工	川上 正彦	岡谷市若宮1-4-50	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（塗装工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 3541号	有限会社軽井沢総合サービス	福士 直富	北佐久郡軽井沢町大字長倉字深水4143-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 22384号	有限会社北進ビルダーズ	山口 保博	長野市大字南長野南県町1001-3ロワール丸ビル4F	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成27年7月13日	平成27年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-22第 14886号	有限会社花月園	後藤 孝保	伊那市手良沢岡494-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年7月14日	平成27年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17989号	有限会社伊那研り	埋橋 清	伊那市富県7036	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成27年7月14日	平成27年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-25第 3802号	株式会社宮坂組	宮坂 道廣	上伊那郡南箕輪村40-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成27年7月14日	平成27年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24541号	有限会社キリン産業	岩上 茂貴	長野市青木島町綱島517	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年7月15日	平成27年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 10962号	ヤマシナ建工	山浦 裕治	北佐久郡立科町大字芦田1819	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、は装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年7月22日	平成27年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 16293号	株式会社平成建設	中澤 正博	長野市大字石渡10-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	平成27年7月23日	平成27年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 20949号	松本工務店	小池 正成	長野市川中島町四ツ屋160-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成27年7月23日	平成27年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 15961号	有限会社高木塗装	高木 省己	安曇野市穂高柏原2829-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成27年7月27日	平成27年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 11336号	中東建築	伊東 久夫	伊那市美篶4829-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成27年7月27日	平成27年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 22008号	有限会社城南木工	網野 みよ子	伊那市西町6061-11	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建具工事業)の取消し	平成27年 7月27日	平成27年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 2879号	株式会社ニイタカ	高橋 貢	松本市大字里山辺3434-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 7月27日	平成27年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 2879号	株式会社ニイタカ	高橋 貢	松本市大字里山辺3434-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成27年 7月27日	平成27年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 6602号	高見沢建設	高見沢 敬	南佐久郡川上村大字御所平381	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成27年 7月28日	平成27年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 6006号	有限会社大日方商事	大日方 清	大町市大町2634	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 7月29日	平成27年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 24127号	株式会社サンワ	笠原 里香	塩尻市大字広丘堅石2146-664-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 7月30日	平成27年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24348号	東建築設計&Const	東 良樹	松本市大字神林1918-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成27年 7月30日	平成27年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 22834号	有限会社寺島林業	寺島 広生治	下伊那郡平谷村1445-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成27年 8月4日	平成27年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17936号	アットホーム信州有限会社	甘利 恵亮	小諸市大字御影新田2601-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 8月5日	平成27年7月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 20795号	有限会社サムライト	児玉 政幸	中野市大字新保727-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 8月5日	平成27年7月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-22第 16514号	有限会社共栄建設	関澤 秀昭	下水内郡栄村大字堺8271	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成27年 8月12日	平成27年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 22829号	株式会社赤坂	中村 傑	上田市上田原873-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成27年 8月17日	平成27年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 22292号	有限会社グッドライフ	須山 真一郎	松本市大字中山1182-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、電気工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業)の取消し	平成27年 8月18日	平成27年7月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-22第 11516号	山一建設株式会社	砂山 千春	木曽郡上松町小川2272	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成27年 8月19日	平成27年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 16310号	有限会社赤池工業	赤池 靖典	上田市下之条1506-12	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 8月20日	平成27年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 19768号	有限会社おたり建材	今井 等	北安曇郡小谷村大字北小谷1849-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 8月24日	平成27年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17805号	有限会社照光電気商会	小林 正博	飯田市鼎名古熊2187-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 8月24日	平成27年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 24016号	株式会社S A T O	佐藤 敏夫	上水内郡信濃町大字穂波132-15	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 8月26日	平成27年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 5389号	長野三菱電機 機器販売株式会社	神田 正志	松本市白板1-7-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-22第 1449号	山崎建設株式会社	山崎 素史	安曇野市明科七貴8406	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 15808号	有限会社江川建設	江川 賢一	松本市村井町北2-8-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業及び装工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 21593号	有限会社アーケティック	花岡 拓也	上田市御所82-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17983号	有限会社内田電業	内田 修一	長野市上松4-45-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 16118号	佐武建設株式会社	佐藤 秀実	長野市大字高田1030-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年8月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 16118号	佐武建設株式会社	佐藤 秀実	長野市大字高田1030-5	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年8月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 22057号	建築工房アカシヤ	堀 誠	長野市箱清水3-29-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 23255号	山枝創建株式会社	山口 輝美	上高井郡小布施町大字雁田1258-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成27年 8月31日	平成27年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 17880号	株式会社村上工務店	村上 友紀	木曽郡木曽町日義4800-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年 9月3日	平成27年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-25第 24609号	日本ルーフ株式会社	須永 宏之	諏訪市大字中洲2692-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業及び電気工事業)の取消し	平成27年9月8日	平成27年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19239号	有限会社樋口工務店	樋口 親一	長野市大字三才266-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成27年9月10日	平成27年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 6681号	有限会社齊藤電気商会	齊藤 忠二	須坂市大字須坂1673	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成27年9月10日	平成27年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 15177号	米山建設有限会社	米山 利男	飯田市鼎下山680	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成27年9月15日	平成27年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-22第 8805号	ミヤモリ株式会社	宮森 伊智朗	佐久市岩村田3113	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建工具事業)の取消し	平成27年9月16日	平成27年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 10159号	株式会社扇屋建設	唐澤 雄二	上伊那郡箕輪町大字中箕輪5651	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建工具事業及び水道施設工事業)の取消し	平成27年9月29日	平成27年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 5792号	株式会社春間工務店	春間 光也	諏訪市赤羽根2-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業)の取消し	平成27年9月30日	平成27年7月17日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、次のとおり公告し、配慮書を公表の日から起算して45日間縦覧に供します。

平成27年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

- 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称

一般国道153号 伊駒アルプスロード

- (2) 規模

道路延長 約11km、車線数 4車線

- 3 対象事業実施区域

駒ヶ根市北の原地籍から伊那市青島地籍まで

- 4 関係地域の範囲

伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村

- 5 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

- (1) 縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県建設部道路建設課、長野県伊那建設事務所整備課、伊那市役所建設部建設課、駒ヶ根市役所建設部都市整備課及び宮田村役場建設課	平成27年10月29日（木）から平成27年12月14日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) インターネットによる公表

インターネットによる公表については、長野県伊那建設事務所のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/inaken/>) に掲載します。

- 6 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- (1) 意見書の提出期限

平成27年12月14日（月）まで

- (2) 意見書の提出先

次のいずれかに提出してください。

ア 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁6階

長野県建設部道路建設課計画調整係

イ 〒396-8666 長野県伊那市荒井3497番地

長野県伊那合同庁舎4階

長野県伊那建設事務所整備課計画調査係

ウ 〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

伊那市役所建設部建設課

エ 〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所建設部都市整備課

オ 〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地

宮田村役場建設課

- (3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称（「一般国道153号 伊駒アルプスロード 計画段階環境配慮書」と記載するものとします。）

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

道路建設課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成27年10月20日、権堂B-1地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成27年10月29日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画道路 3・5・8号役場通り線

富士見都市計画道路 3・5・10号富士見駅富里線

- 2 都市計画を定める土地の区域

富士見都市計画道路 3・5・8号役場通り線

平成12年長野県告示第78号の土地の区域うち諏訪郡富士見町大字富士見字夫婦石及び字蛇込並びに大字落合字南原山、字一ノ沢及び字一ノ沢尾根の各一部を変更する。

なお、諏訪郡富士見町大字落合字西平を削除する。

富士見都市計画道路 3・5・10号富士見駅富里線

平成12年長野県告示第78号の土地の区域うち諏訪郡富士見町大字落合字南原山、字南原及び字蛇込の各一部を変更する。

- 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、富士見町役場

- 4 縦覧期間

自 平成27年10月29日

至 平成27年11月12日

都市・まちづくり課

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年10月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月2日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎	60名
12月13日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月29日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長
木下久敏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

医療情報システム（オーダリングシステム）一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立総合リハビリテーションセンター

(2) 所在地 長野市下駒沢618-1

3 落札者を決定した日

平成27年9月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 N E C キャピタルソリューション株式会社

(2) 所在地 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

1月当たりの賃借額 3,790,584円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年7月30日

障がい者支援課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月29日

長野県工業技術総合センター所長 横道正和

1 落札に係る物品等の名称及び数量

サーマルデバイス評価装置 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県工業技術総合センター 材料技術部門

(2) 所在地 長野市若里1丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成27年10月14日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 高山理化精機株式会社

(2) 所在地 松本市笛賀5652番18

5 落札金額

32,022,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年8月31日

ものづくり振興課